



職場に残そう、労働運動！

退職にあたって（東平賢一、元千葉運輸区車掌）

7月末をもってエルダー社員を退職しました。この日を大過なく迎えられましたのは、皆さまのご指導ご鞭撻のおかげです。感謝申し上げます。

1981年3月に国鉄成田駅に臨時雇用員として配属され、国鉄労働組合に加入し、以来42年と数ヶ月間、「職場に労働運動を！」と、自分なりに頑張ってきたつもりです。そんな自分が職場を去るにあたり最も心残りなことは、職場から労働運動が無くされようとしていることです。

日本は憲法第28条に労働者の権利がはっきりと記されています。労働者1人対会社ではとても太刀打ち出来ないからこそ、楯となる団結権、武器となる団体交渉権・団体行動権が保障されています。

そんな労働者の防具も武器も投げ捨てて、丸裸になって怖くないのか、本当に不思議です。

ドイツには「ストライキ権がない労働協約は集团的物乞いにすぎない」という判例があるくらいです。団体交渉権も団体行動権もない社友会幹部の「会社幹部への要望」なるものは、本当に集团的物乞いにすぎません。何故そんなに卑屈になる必要があるのでしょうか。

労働者は真っ当に働き、団結した力で正々堂々と交渉し、真っ当な賃金や労働条件を勝ち取るものです。

折りしもアメリカでは、全米自動車労組がストライキを決行し、25%の大幅賃上げを勝ち取りました。彼らの闘う姿は、報道による映像でしか確認出来ませんでした。仲間を信じ、

笑顔で、正々堂々誇り高く闘っているように見えました。あの姿が、本来の労働者の姿だと思います。

現在もJR東日本の職場に籍のある国労組合員の皆さん、職場で労組への組織化に奮闘している労働者に、助言と助力を惜しまずしてあげて下さい。「もう職場を去るから後はどうだろうと関係ない」では、あまりにも無責任ですし、自分の労働者としての人生を、ティッシュで鼻をかんで捨てるに等しい行為です。

結びに、職場で明るく元気に働く青年の皆さん、労働組合は決して万能な特効薬ではありません。幹部任せの組織では薬にもなりません。職場の問題を職場で話し合い、要求を作り上げていく、その過程で働く者同士の信頼が広がっていく、そうやっていけば労働者を心身共に健康にする薬になります。

私が最も尊敬するミュージシャン忌野清志郎の「誇り高く生きよう」という曲の歌詞に「勇気がほらわいてくるよ 朽ち果てそうだった心に 誇り高く生きよう 喜びにあふれ」とあります。今の職場で本当に心が朽ち果てそうになっている人も、働く者同士の信頼関係が再生し「職場に労働運動」が復活すれば、勇気が湧いて喜びにあふれるはずですよ。

労働者として誇り高く生きて下さい。

心から応援しています。

(2023/11/3)

以上、全文を掲載しました。言葉だけではない本人が実践で掴み取った文章であることが伝わってきます。ありがとうございました。スタックスTシャツ、素敵です。